食品缶詰の表示に関する公正競争規約

規 約 施 行 規 則

(目的)

第1条 この公正競争規約(以下「規約」という。)は、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第11条第1項の規定に基づき、食品缶詰の表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規約において「食品缶詰」とは、食品(酒税法(昭和28年法律第6号)に規定する酒類、食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)に規定する乳及び乳製品、薬事法(昭和35年法律第145号)に規定する医薬品及び医薬部外品並びに全国食品缶詰公正取引協議会規則(以下「規則」という。)で指定した飲料類及び飲料用のし好品並びに菓子類を除くすべての飲食物をいう。)をかん又はびんに密封し、加熱殺菌したもの並びにジャム、マーマレード、つくだ煮、くん製品、つけ物、塩蔵品及びこれらに類するものをかん又はびんに密封したものをいう。
- 2 この規約において「事業者」とは、食品缶詰を製造 し、又は販売し、若しくは輸入して販売する事業者を いう。

(必要な表示事項)

第3条 事業者は、食品缶詰(輸入食品缶詰は除く。) の容器又は包装に、次の表に掲げる事項をそれぞれの 基準に従い、邦文で外部から見易い場所に明瞭に表示 しなければならない。

しなければな	けらない。
事 項	基準
1 品名等	(1) 食品の性質を表わす名称を主要
	部分(ブランド等を示してある部分
	をいう。以下同じ。) に示すこと。

(容器又は包装)

第1条 規約第3条の食品缶詰の容器とは、缶又はびんをいい、包装とは1個ごとの包装紙又は外箱をいう。

(品 名)

- 第2条 規約第3条1の規定による品名の表示の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 食品の性質を表わす名称

規約第3条1の(1)の食品の性質を表わす名称とは、原料の種類名及び調理の方法を表わす名称をいい、一般消費者がその内容を容易に判断できるものでなければならない。

ただし、原料の種類名及び調理の方法を表す適切な名称を付することが困難なものにあっては、主要部分に商品名を示し、その同一視野内に内容物及び調理の方法について一般消費者が容易に判断することができる絵又は写真若しくは説明文を表示することにより、当該商品名を品名として差支えな

	規約	施行規則
	規	施 行 規 則 い。 (2) 別表1に掲げる品目については、それぞれ当該品目の基準にしたがって品名を表示する。 (主要部分) 第3条 規約第3条1の(1)の主要部分とは、印刷缶又は包装紙に表示されたブランド名、絵等から見て容器の表面の中心と見られる部分(以下「中心部分」という。)を中心に同一視野に入る部分であって、主要部分の面積は、円筒形の容器又は包装にあっては、缶胴の中心部分の中心線から左右20%ずつの垂直の面積の部分、四角形の容器又は包装にあっては一つの面の全部、その他の容器又は包装にあっては中心部分と同一平面の範囲に属する部分をいう。 (原料の品種)
	(2) 同一の品名のものであって、原料の品種又は内容物の形、色、状態等が異なることにより品位に差があるものにあっては、規則に定める基準に従って、その原料の品種又は内容物の形、色、状態等が識別できる用語で、主要部分に示すこと。 (3) 前項で定める以外のものであって、原料の品種又は内容物の形、色、状態等を表示しようとするときは、それらを最も適切に表わす用語で、主要部分に示すこと。	(原料の品種) 第4条 規約第3条1の(2)の規定により原料の品種によって、品位に明らかな差があるものであって、原料の品種の表示を必要とするものは、別表2のとおりとする。 2 規約第3条1の(3)の規定により、品種名を表示しようとするときは、公に認められた名称をもって示すこと。 (形、色、状態等) 第5条 規約第3条1の(2)の規定により内容物の形、色、状態等の形状が標準品に比し、一般的でないもの又は品位に差があるものであって、形等の表示を必要とするものは、別表3のとおりとする。
2 原材料の種類名	(1) 食品缶詰に含まれている原材料 (食品添加物を含む。)の種類名を 「原材料」の文字の次に、多いもの の順に示すこと。ただし、品名で原 材料の種類名が明らかなものにあ っては、その原材料の種類名の表示 を省略することができる。 (2) 食品添加物にあっては、食品衛生 法第19条第1項の規定に基づく表 示の基準に関する内閣府令(平成23 年内閣府令第45号)の定めるとこ ろにより表示する。	(原材料) 第6条 規約第3条2の(1)の原材料とは、主原料、副原料、調味料及び食品添加物をいう。ただし、原材料のうち野菜には、まつたけ、しいたけ、しらたき、豆腐、海そう類、その他これらに類似するものを含む。 (原材料の種類名) 第7条 規約第3条2の(1)の規定により、原材料の種類名を多いものの順に示すほか、異質の原材料を配合した場合は、同種類ごとにグループ別に示し、グループ内の種類は多いものの順に示すこと。また、畜肉味付及びニューコーンドミート又はニューコンミートにあっては、原料肉の種類名を多いものの順に示すこと。
3 原料の	(1) 水産物又は畜産物に野菜を配合	第8条 規約第3条3の(1)及び(2)の規定による原料

	規約	
配合の割 合	し、しょうゆ、砂糖等で味付けした ものにあっては、表示固形量に対す る水産物又は畜産物の重量の割合	0
	を百分比で示すこと。 (2) ベビーフードにあっては、表示内容量に対する畜肉又は魚肉の重量の割合を百分比で示すこと。 (3) 前二項で定める以外のものであって、原材料の配合割合を表示するものにあっては、規則で定める基準に従って示すこと。	:
		A
4 内容量	(1) 内容量又は内容総量で示すこと。 ただし、水を加えたものであって、 固形物と液汁が分離するものにあっては固形量及び内容総量を、甲殻 類水煮及び食用に供するまえに通 常廃棄される液汁を含むものにあっては固形量を示すこと。 (2) 内容量の表示単位は、グラム、キログラム又はg、kgで示すこと。	A.F.
5 事業者 の氏名又 は名称及	製造業者にあっては住所及び氏名若 しくは名称を、販売業者にあっては住 所及び氏名若しくは名称並びに販売	
び住所 6 賞味期 限又は消	業者である旨を示すこと。 賞味期限又は消費期限を表す文字を 示すこと。	
世期限 7 保存方 法 法	製品の特性に従って、「直射日光を避け、常温で保存すること」、「常温で保存すること」、「常温で保存すること。 ただし、常温で保存するものにあっては、常温で保存する旨を省略することが	
	できる。また、ジャム類にあっては、 開封前についてであることを明記し て記載すること。	

(輸入食品缶詰)

第4条 輸入食品缶詰に関する表示については、前条の 規程に準じて規則に定めるところによるものとする。

(任意の表示事項)

第5条 事業者は、食品缶詰の容器に次の表に掲げる事項を表示しようとするときは、それぞれ、同表に掲げ

施 行 規 則

- の配合割合の表示の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 水産物又は畜産物の野菜煮の水産物又は畜産物の重量の割合の表示の基準は、別表5の1のとおりとする。
 - (2) ベビーフードの缶詰であって、畜肉と野菜又は魚肉と野菜の混合品の畜肉又は魚肉の配合割合の表示の基準は、別表5の2のとおりとする。
- 2 規約第3条3の(3)の規定による原料の配合割合の表示の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 品名をフルーツみつ豆と示すものの果実及び赤 えんどうの重量の配合割合の表示の基準は、別表 5 の 3 のとおりとする。
 - (2) えのきたけ味付であって、内容量に対する固形分比率の表示の基準は、別表5の4のとおりとする。

(内容量)

- 第9条 規約第3条4の(1)の規定による内容量の数値 の表示方法は次のとおりとする。
 - (1) 日本農林規格で内容量の基準の定められた食品 缶詰については、それらの基準にしたがって表示す ること。
 - (2) 日本農林規格で内容量の基準の定められていない食品缶詰については、会員の申請に基づいて全国食品缶詰公正取引協議会(以下「協議会」という。)で定めた基準にしたがって表示すること。

る基準に従い表示しなければならない。

事	項	基準
1	商品名	商品名は、品名の文字の大きさの1.5
		倍以下の文字で示すこと。
2	特選等	特選その他当該商品の品質が他の商
		品よりも特に優良であることを示す
		文言を表示するときは、規則に定める
		基準に従って示すこと。
3	消費量	何人分、何人前その他これらに類似す
0	り表示	る文言を表示するときは、成人の通常
		の使用量を基準にして示すこと。

(特定の必要表示事項)

第6条 全国食品缶詰公正取引協議会は、第1条の目的を達成するために特に必要があると認める場合には、第3条及び前条に規定する事項のほか、これらの事項に関連する特定の表示事項又は表示の基準を規則により定めることができる。

(甘味料)

第10条 規約第6条の規定により、糖度の表示の基準を 次のとおり定める。

果実缶詰のうち使用甘味料が糖類のみのものにあっては、糖度の区分の名称を別表4に掲げる基準により表示するものとする。

(内容個数等)

第11条 規約第6条の規定により内容個数又は内容物の大きさの表示の基準を次のとおり定める。

内容個数又は内容物の大きさを記載する必要のあるもの及びその表示の方法は、別表6のとおりとする。

(使用の方法及び使用上の注意)

- 第12条 規約第6条の規定により使用の方法を次のと おり定める。
 - (1) 喫食の際、加温、希釈等を行う必要のあるものにあっては、使用の方法の説明を表示すること。
 - (2) 開缶後の保存方法等の説明の表示を必要とするものにあっては、その旨を表示すること。

(図 柄)

第13条 規約第6条の規定により図柄の表示の基準を 次のとおり定める。

内容物を表わす図柄は、内容物の形、色、状態等を 適切に表示するものでなければならない。ただし、規 約第3条1の(2)及び(3)の規定により、内容物の形、 色、状態等を表す適切な用語が示されているものであ って、一般消費者に誤認をあたえるおそれのない場合 は、原料の原形を表す図柄を示すことができる。

(特選等)

第14条 規約第5条の2の規定により特選等の文言の表示のできるものは、当該商品の品質が、協議会で定める基準により、財団法人食品環境検査協会が検査の

規 約 施行規則

結果、平均点が4.0点以上であって、2点又は1点の項目のないものとする。ただし、用語については、別に定めるもの以外は「特選」に限る。

2 日本農林規格で定める等級の基準にしたがい内容 物の品位を表示するものにあっては、前項の規定にか かわらず当該基準により示すことができる。

(不当表示の禁止)

- 第7条 事業者は、食品缶詰の原料の種類、形状又は品位、原料の配合割合又は調理の方法、添加物の種類その他食品缶詰の内容について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示をしてはならない。
- 2 事業者は、食品缶詰の量目、内容物の個数、価格その他食品缶詰の取引条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示をしてはならない。

(全国食品缶詰公正取引協議会の設置)

- 第8条 この規約を適正に施行するため、全国食品缶詰 公正取引協議会(以下「公正取引協議会」という。) を設置する。
- 2 公正取引協議会は、この規約に参加する事業者、食品缶詰用の容器製造業者及びこれらの者が構成する事業者団体をもって構成する。

(公正取引協議会の事業)

- 第9条 公正取引協議会は、次の事業を行う。
 - (1) この規約の内容の周知徹底に関すること。
 - (2) この規約についての相談及び指導に関すること。
 - (3) この規約の遵守状況の調査に関すること。
 - (4) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。
 - (5) この規約の規定に違反する者に対する措置に関すること。
 - (6) 一般消費者からの苦情処理に関すること。
 - (7) 関係官公庁との連絡に関すること。
 - (8) 不当景品類及び不当表示防止法その他公正取引 に関する法令の普及及び違反の防止に関すること。
 - (9) 会員に対する情報の提供に関すること。
 - (10) その他この規約の施行に関すること。

(違反に対する調査)

第10条 公正取引協議会は、第3条から第7条までの規 定に違反する事実があると思料するときは、関係者 (当該食品缶詰の容器製造業者を含む。以下同じ。) を招致し、事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会 し、参考人から意見を求め、その他その事実について 必要な調査を行う。

- 2 関係者は、前項の規定による公正取引協議会の調査 に協力しなければならない。
- 3 公正取引協議会は、前項の規定による調査に協力しない関係者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、3万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。

(違反に対する措置)

- 第11条 公正取引協議会は、第3条から第7条までの規定に違反する行為があると認めるときは、当該違反行為を行なった事業者に対し、当該違反行為に係る食品缶詰の回収その他当該違反行為を排除するために必要な措置をとるべき旨及び当該違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行なってはならない旨を文書をもって警告することができる。
- 2 公正取引協議会は、前項の警告を受けた事業者が当該警告に従っていないと認めるときは、当該事業者に対し30万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- 3 公正取引協議会は、前条第3項及び前二項の規定により警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく、文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。

(違反に対する決定)

- 第12条 公正取引協議会は、第10条第3項又は前条第 2項の規定による措置(警告を除く。)を採ろうとす る場合には、採るべき措置の案(以下「決定案」とい う。)を作成し、これを当該事業者に送付するものと する。
- 2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から 10 日以内に、公正取引協議会に対して文書をもって異議 の申立てをすることができる。
- 3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあった場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。
- 4 公正取引協議会は、第2項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。

(規則の制定)

第13条 公正取引協議会は、この規約の実施に関する規 則を定めることができる。

規約		
2 前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、		加巴 1.1 入元 宋1
事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受		
けるものとする。		
附則		
この規約の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官		
の認定の告示があった日から施行する。		
	別表1 品	名
	品 名	基準
	カルこ	1. 「たらばがに」、「ずわいがに」、「けが
		に」、「はなさきがに」等品種名により
		示すこと。
		2. 調理方法のうち「水煮」の表示は省
		略することができる。
	& &	「白桃」又は「黄桃」の別を示すこと。
	ぶどう	「マスカットオブアレキサンドリヤ」、
		「ネオマスカット」、「巨峰」等品種名に
		より示すこと。
	さけ・ま	1. 「べにざけ」、「ぎんざけ」、「ますのす
	す水煮	け」、「からふとます」、「しろざけ」及
		び「さくらます」と示すこと。
		ただし、商品名を「〇〇のさけ」と
		示すものにあっては、商品名にそれぞ れの品名を併記し、かつ、ますのすけ、
		からふとます及びさくらますにあって
		は原料魚種名の説明を記載すること。
		2. 調理方法のうち「水煮」の表示は省
		略することができる。
	さけ・ま	べにざけ、ぎんざけ、ますのすけ、から
	す野菜煮	ふとます、しろざけ又はさくらますと筍
) ~1>10/M	等とを配合したものであって商品名を
		「さけたけ」等と示すものにあっては、
		商品名に「べにざけ筍味付」、「ぎんざけ

		とます筍味付」、「しろざけ筍味付」又は
		「さくらます筍味付」等と品名を併記し、
		かつ、ますのすけ、からふとます及びさ
		くらますを使用したものにあっては原料
		魚種名の説明を記載すること。
	えび	調理方法のうち「水煮」の表示は省略す
		ることができる。
	果実	調理方法のうち「糖液づけ」の表示は省
		略することができる。
	野 菜	調理方法のうち豆類(えんどうを除く。)
		以外の野菜にあっては、「水煮」の表示は
		省略することができる。
	ジャム類	「ジャム」、「ミックスジャム」、「マーマ

規 約 施 行 規 則 レード」及び「ゼリー」の別を対 ただし、ジャムのうち、ベリー ごを除く。)の果実を原料とする っては全形の果実、いちごの果 とするものにあっては全形又は の果実、ベリー類以外の果実等 するものにあっては5mm以上の	類(いち
ただし、ジャムのうち、ベリー ごを除く。)の果実を原料とする っては全形の果実、いちごの果 とするものにあっては全形又は の果実、ベリー類以外の果実等	類(いち
ごを除く。)の果実を原料とする っては全形の果実、いちごの果 とするものにあっては全形又は の果実、ベリー類以外の果実等	
っては全形の果実、いちごの果 とするものにあっては全形又は の果実、ベリー類以外の果実等	ものにあし
とするものにあっては全形又は の果実、ベリー類以外の果実等	
の果実、ベリー類以外の果実等	
肉等の片を原料とし、その原形	を保持す
るようにしたものについて、ジ	ヤム及び
ミックスジャムの文字の次に() を付
してプレザーブスタイルと示す	ことがで
きる。ミックスジャムにあって	は、一種
類の果実の配合割合が 60%以上	の場合、
当該果実名を示して、商品名を	1000
ミックスジャム」、30%以上60%	未満の場
合にあっては、ミックスジャム	の文字の
次に()を付して当該果実入	り「ミッ
クスジャム (〇〇〇入り)」と示	きすことが
できる。	
えのきた えのきたけ味付にあっては、主	要部分に、
け味付 8ポイント以上の肉太の活字で	「えのき
たけ味付」と示すこと。ただし	、缶又は
びんの胴の面積がおおむね 100	平方セン
チメートル以下のものにあって	は、7ポイ
ント以上の肉太の活字で示すこ	とができ
る。	
フルーツ 黄もも、洋なし、パインアップ	
カクテル どう又はさくらんぼを含む混合:	,
っては、「フルーツカクテル」と	:示すこと
ができる。	. L. D m. ethal
畜肉味付 馬肉を用いたもの又は馬肉に牛	
野菜煮 未満混用したものにあっては「	7. 7.2
用」、馬肉に牛肉を2割以上混用	_
にあっては、「馬肉・牛肉使用」 こを9ポイント (ツナ3号缶・	
	-
ツト田以下の谷話にめつては8 ・	
フは「野菜煮(肉入り)」と示す	
きる。ただし、ここでいう牛肉	
のみのかたまりは含まない。	
コーンド 牛肉 (脂肪のみのかたまりは除	く。) のみ
ミートを詰めたものにあっては「コン	- '
それ以外の食肉を詰めたものに	
「コーンドミート」という。た	
肉に牛肉を併用したもの(牛肉	-
牛肉及び馬肉の合計重量の2割	
のに限る。)にあっては、「ニュ	

規約	施行規則
	ドミート」又は「ニューコンミート」と
	示すことができる。
	なお、表示する際は商品名に近接した箇
	所に、商品名の高さの2分の1以上の高
	さであって、かつ、9ポイントの活字以
	上の大きさの統一のとれた活字で、使用
	した食肉の名称を記載すること。ただし、
	商品名に使用した食肉の名称を記載して
	いる場合は省略することができる。
	いわしいわし水煮、いわし味付又はいわしトマ
	トづけであって、せぐろいわしを用いた
	ものにあっては、原料が「せぐろいわし」
	であることを明らかにして、「いわし」と
	示すことができる。
	ベビーフ 畜肉又は魚肉と野菜の混合品にあって
	ード は、「肉野菜」又は「魚野菜」と示すこと。
	ただし、使用した畜肉又は魚肉の種類名
	を品名に明記しなければならない。

別表2 原料の品種

品 名	基準
まぐろ	びんながまぐろを用いたものにあっては
水煮・	「ホワイトミート」又は「ホワイトツナ」、
油づけ	その他のまぐろを用いたものにあっては
	「ライトミート」又は「ライトツナ」と
	示すこと。
貝柱水	「帆立貝」、「平貝」の別を示すこと。
煮・味付	
洋なし	ラフランスにあっては「ラフランス」と
	示すこと。
和なし	廿世紀にあっては「廿世紀」と示すこと。

別表3 形状、色、状態等

70 12 (= 712) ((
品 名	基準
さけ・ます水	小片に切断した肉にあっては「小片
煮	肉」と示すこと。
まぐろ・かつ	ほぐした肉にあっては「チャンク(ほ
お水煮・油づ	ぐし肉)」、くずれた肉にあっては「フ
け・味付	レーク」と示すこと。
さば・さんま	三枚におろしたものにあっては「フィ
油づけ	ーレー」と示すこと。
マッシュル	全形のものにあっては「ホール」、く
レ ム	きを除いたものにあっては「ボタン」、
	ホール又はボタンをたてに薄切りに
	したものにあっては「スライス」、ホ
	ール又はボタンを任意の大きさに切
	断したものにあっては「ランダムスラ
	イス」、ホール又はボタンを4等分し

規 約		施 行 規 則
		たものにあっては「クォータ」、かさ
		及びくきを不規則に切断したものに
		あっては「ピーセス・ステムス」と示
		すこと。
	アスパラガ	1 ホワイト又はホワイト・グリーン
	ス	チップド若しくはグリーンの別を
		示すこと。
		2 頭部つきのどん茎のうち9.5セン
		チメートル以上15センチメートル
		未満のものにあっては「スピアー」、
		4センチメートル以上9.5センチメ
		ートル未満のものにあっては「チッ
		プ」、頭部を付け又は付けないで2
		センチメートル以上6センチメー
		トル以下に切断したものにあって
		は「カット」、そのうち頭部つきが
		全個体数の 20%以上 (ただし、3セ
		ンチメートル以下のものにあって
		は10%以上) 含むものにあっては
		「カット・ヘッド」と示すこと。
	なめこ	つぼみにあっては「つぼみ」、開きに
		あっては「開き」と、9ポイント以上
		の大きさの肉太の活字で示すこと。
	みかん	果皮を除去したままのものにあって
	10)- 13 70	は「丸みかん」、切損し若しくはつぶ
		れた果肉粒にあって、原形の2分の1
		以上の果肉粒にあっては「身割れ」又
		は「ブロークン」、身割れ以外の小切
		れにあっては「小片」、パルプ状の細
		片にあっては「じょうのう片」と示す
		こと。
	もも・洋な	四つ割りにあっては「四つ割り」、六
	し・和なし	つ割り以上に切断したものにあって
	111 00	は「薄切り」、形と大きさが不揃の小
		切れにあっては「小片」、原形の洋な
		し及び和なしにあっては「全形」、丸
		ももにあっては「全形」又は「丸もも」
		と示すこと。
	りんご	原形のものにあっては「全形」、六つ
		割り以上に切断したものにあっては
		「薄切り」、輪切りにしたものにあっ
		ては「輪切り」と示すこと。
	さくらんぼ	全形のこう付にあっては「全形(こう
	_ , _ , _ , , , ,	付)」又は「全形(枝付)」と示すこと。
		全形の皮付きにあっては「全形(皮
	あんず	付)」又は「丸あんず (皮付)」と示す
		こと。
	パインアッ	円筒状のものにあっては「全形」又は

規 約		施行規則
	プル	「ホール(全形)」、輪切りのものにあ
		っては「輪切り」又は「スライス(輪
		切り)」、二つ割りのものにあっては
		「二つ割り」又は「ハーフ(二つ割
		り)」、四つ割りのものにあっては「四
		つ割り」又は「クォーター(四つ割
		り)」、くさび状のものにあっては「く
		さび形」又は「チビット(くさび形)」、
		細長いものにあっては「縦割り」又は
		「スピアー(縦割り)」、角柱状のもの
		にあっては「角柱形」又は「チャンク
		(角柱状)」、立方形状のものにあって
		は「立方形」又は「キューブ(立方形)」、
		不定形に破砕したものにあっては「不
		定形」、大きさが不揃いの弧状のもの にあっては「身割れ」又は「ブローク
		ン(身割れ)」、形と大きさが不揃の小
		切れにあっては「小片」又は「ピーセ
		ス(小切れ)」と示すこと。
	1種類の果	原形の果肉にあっては「全形」又は「丸
	実(みかん、	○○」、かんきつの果肉粒の原形にあ
	もも、洋な	っては「全果粒」、切損し若しくはつ
	し、和なし、	ぶれた果肉粒であって原形の2分の
	りんご、パイ	1以上の果肉粒にあっては「身割れ」、
	ンアップル、	二つ割りにあっては「二つ割り」、四
	さくらんぼ	つ割りにあっては「四つ割り」、六つ
	及びあんず	割り以上に切断したものにあっては
	を除く。)	「薄切り」、立方状のものにあっては
		「立方形」、形と大きさが不揃いの小
	-to-Londo ()	切れにあっては「小片」と示すこと。
	畜肉味付	小間切れ肉を詰めたものにあっては
	たけのこ	「小肉片」と示すこと。
	たけのこ	全形のものにあっては「全形」、縦に二つに切断したものにあっては「割」、
		大損しているものにあっては「傷」、
		先端部のみのものにあっては「先」、
		輪切り状に切断したものにあっては
		「切」、薄く切断したものにあっては
		「薄切り」、節間がいちじるしく長い
		全形のものにあっては「筒」と示すこ
		と。
	グリンピー	乾燥豆を使用したものにあっては、品
	ス	名の文字の2分の1以上の大きさの
		文字で「もどし豆」と示すこと。
	スイートコ	粒状のものにあっては「ホールカーネ
	ーン	ル」、クリーム状のものにあっては「ク
	datales - m-	リームスタイル」と示すこと。
	一種類の野	缶又はびんの高さに適合する長さに

規約		施 行 規 則
ሆነ ፓርላ	菜 (マッシ	1 10 100 110
	米(マック)ルーム、ア	
	パラガス、	
	ーハファス、 しめこ、たけ	
	めこ、たり こ、スイー	
	コーンを	
	ユーノを く。)	は「カット」、不定形に破砕したもの
	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	にあっては「不定形」と示すこと。
		(Ca) O Cla Proend Chry C Co
	別表4 糖	度
	品 名	基準
	果実糖	製品糖度の区分の名称に該当するシラッ
	液づけ	プの砂糖用屈折計示度は次のとおりとす
		5.
		エキストラライト 10%以上14%未満
		ライト 14%以上18%未満
		ヘビー 18%以上22%未満
		エキストラヘビー 22%以上
	別表5 原	料の配合割合
	品名	基準
	1	品名で水産物野菜煮である旨を示す
	(1)水産物	ものにあっては、固形物に対する水産
	と野菜の	混物の重量の百分比は次のとおりとし、
	合煮	この旨を示すこと。
		配合する野菜が1種類の場合 水産
		物 40%以上
		ただし、さけ類にたけのこを配合した
		場合 魚肉 60%以上
		配合する野菜が2種類以上の場合
		水産物 30%以上
	(2) 畜産物	あ 品名で畜産物野菜煮である旨を示す
	(鯨肉を	含 ものにあっては、固形物に対する畜産
	む) と野	菜物の重量の百分比は次のとおりとし、
	の混合煮	この旨を示すこと。
		配合する野菜が1種類の場合 肉 30%以上
		配合する野菜が2種類以上の場合
		肉20%以上
		品名で野菜煮(肉入り)である旨を示
		すものにあっては、固形量に対する畜
		産物の重量の百分比は次のとおりと
		し、この旨を示すこと。
		配合する野菜が2種類以上の場合
		肉 10%以上
	2	肉野菜又は魚野菜にあっては、表示内
	ベビーフ	ー 容量に対する畜肉又は魚肉の配合割
	15 (本内	1. 人のモハルけ物のしわりしょ この日

合の百分比は次のとおりとし、この旨

ド(畜肉と

規約	施 行 規 則
	野菜又は魚 を品名に併記して示すこと。 肉と野菜の 肉野菜又は魚野菜 混合品) 肉又は魚肉 10%以上 ただし、20%以上、30%未満のものにあっては 20%以上、30%以上のものにあっては 30%以上と示すことができる。 3
	赤えんどう 5%以上 4 えのき えのきたけ味付にあっては、内容量にたけ味付 対する固形分比率を10%刻みで区分し、「固形分」及び「%」の文字は9ポイント以上、固形分を示す数字は14ポイント以上の大きさの肉太の活字で「固形分○○%以上」と示すこと。

別表6 内容個数

別衣り 内谷恒	l 奴
品 名	基準
いわし油づ	内容尾数を示すこと。
け	
焼りんご	内容個数を示すこと。
アスパラガ	スピアー、チップにあっては、基部の
ス	太さを特大、大、中、小の別又は基部
	の太さの略号E、L、M、Sとその説
	明若しくは略号が示す基部の直径を
	示すこと。太さが不揃いのものにあっ
	ては「混合」と示すこと。
なめこ	つぼみにあっては、粒の大きさを大、
	中、小、特小の別又は粒の大きさの略
	号L、M、S、Tとその説明若しくは
	略号が示すかさの直径を示すこと。開
	きにあっては、粒の大きさを大、中、
	小の別又は粒の大きさの略号J、E、
	Pとその説明若しくは略号が示すか
	さの直径を示すこと。つぼみ、開きと
	もに粒の大きさが不揃いのものにあ
	っては「混合」と示すこと。
みかん	全形のものにあっては内容個数、全果
	粒にあっては果粒数又は大粒、中粒、
	小粒の別若しくは果粒の大きさの略
	号とその説明を示すこと。大きさが不
	揃いのものにあっては「混合」と示す
	こと。
パインアッ	輪切り及び二つ割りにあっては内容
プル	個数を示すこと。
一種類の果	全形及び全果粒のかんきつにあって

規約	施行規則	
	実(みかん、は、果粒数又は大粒、中粒、小	粒の別
	パインアッ 若しくは果粒の大きさの略号と	こその
	プルを除 説明、かんきつ以外の二つ割り	のもの
	く。) にあっては、果肉数又は大、中	八小の
	別若しくは果肉の大きさの略気	きとそ
	の説明を示すこと。大きさが不	揃いの
	ものにあっては「混合」と示す	たこと。
	りんごの輪切りにあっては内容	季個数
	を示すこと。	
	たけのこ 全形にあっては、大、中、小、	特小の
	別又は大きさの略号L、M、S	、Tと
	その説明若しくは略号が示すけ	羽容個
	数を示すこと。大きさが不揃い	いもの
	にあっては「混合」と示すこと	-0
	油あげ 内容枚数を示すこと。	
	たけのこ大全形にあっては大、中、小の別	及び内
	型缶詰 容個数、傷にあっては大、中、/	小の別、
	先、切にあっては大、小の別を	示すこ
	と。全形、傷、先、切ともに大	きさが
	不揃いのものにあっては「混合	门と示
	すこと。	
	グリンピー 粒の大きさを大、中、小の別又	は粒の
	ス 大きさの略号L、M、Sとその	説明若
	しくは略号が示す粒径を示する	こと。粒
	の大きさが不揃いのものにあっ	っては
	「混合」と示すこと。	
	マッシュル ホール及びボタンにあっては、	
	ームきさを特大、大、中、小、特小	、極小
	の別又は粒の大きさの略号G、	L,M,
	S、T、mとその説明若しくは	・略号が
	示すふるい目の大きさを示する	- と。